

## 公共工事の中間前払金制度への対応について

北杜市建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、平成23年4月1日以降に契約を締結する建設工事より中間前払金の支払を行うことができることとなりました。

### 1. 中間前払金制度とは

工事着手前の前払金（請負金額の40%以内）とは別に、工事の半分以上経過した時点で前払金（請負代金の20%以内）を追加して支払う制度です。

### 2. 対象工事

保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負金額が1000万円以上の建設工事

### 3. 認定要件

- (1) 「中間前払金・部分払の選択(別紙様式5)」により中間前払金を選択していること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (4) 既に行われた作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するもの

### 4. 認定申請

- (1) 「認定請求書(別紙様式2)」に工事履行報告書(別紙様式1)を添えて工事担当課へ提出する。
- (2) 認定要件を満たしていることを確認後、市が「認定調書(別紙様式3)」を交付する。
- (3) 認定調書を添えて保証事業会社に保証の申込みをする。
- (4) 中間前払金請求書(別紙様式4)に中間前払金に係る保証書を添えて工事担当課へ提出する。
- (5) 請求後に中間前払金を支払う。

認定要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて工事の関係書類・現地  
の確認等を行う場合があります。